

別添 3 の 4 日本固有品種等の避難

第 1 事業実施主体等

- 1 この事業の事業実施主体は、公益財団法人沖縄県畜産振興公社とする。
- 2 この事業の取組主体は、事業実施主体又は（１）の生産者集団等とする。
 - （１）生産者集団等は、養豚業を営む者（３戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会又は畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人とする。
 - （２）生産者集団は、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。また、事業実施主体が生産者集団に該当する場合も同様とする。
 - ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び生産者に関する事項
 - イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項
 - ウ 生産者集団の活動に関する事項
 - エ 会計並びに補助金の管理及び使途に関する事項
 - オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第 2 事業の内容

取組主体は、日本固有品種等の銘柄豚肉生産に用いられる種豚群（以下「銘柄種豚群」という。）について、豚群の維持のため、都道府県知事が都道府県内の養豚振興に必要なものとして承認した第 4 の 3 の避難計画に基づき、豚熱感染リスクの低い農場等へ種豚を避難させる等の事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が取組主体である場合にあっては、その事業の実施に要する経費を補助するものとする。

第 3 事業の要件

1 対象豚

第 2 の事業の対象となる豚は、豚の移動先において取組主体が管理するものであって、品種や系統名等の豚の種類は、当該種類の豚を活用して銘柄豚生産（商標登録されている銘柄に限る。）を行っている経営体数が都道府県内に 3 経営体以上あるものに限るものとする。

2 移動の確認

取組主体は、第 2 の事業の対象となる豚を豚熱感染リスクの低い農場等へ移動させたことについて、家畜防疫員その他の都道府県職員による確認を受けるものとする。

3 みどりの食料戦略システムによる環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 取組主体（銘柄種豚群を自ら避難させる事業実施主体を除く。）は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、全ての取組主体からチェックシートを収集するとともに銘柄種豚群を自ら避難させる場合には「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、取組主体から収集したチェックシートの一覧及び銘柄種豚群を自ら避難させる場合には「民間事業者・自治体等向け」のチェックシートを第6の1の交付申請時及び第6の2の変更承認申請時に機構へ提出するものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2により生産者集団等に経費の補助をする場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 銘柄種豚群の避難等のための計画

- (1) 取組主体は、第2の事業を実施するにあたり、避難させる豚の品種や系統名等の種類、避難させる頭数、避難先の施設の概要、避難した豚の活用方法等を記載した銘柄種豚群の避難等のための計画（以下「避難計画」という。）を策定し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された避難計画及び自ら策定した避難計画について取りまとめの上、都道府県知事に協議するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、取組主体が避難計画を変更しようとする場合について準用する。

4 都道府県への報告

事業実施主体は、第6の1及び2並びに第7により申請書等を理事長に提出した後、避難計画を承認した都道府県知事にその写しを送付するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は

補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第10 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底、事業実施主体及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第4の1の規定による事業実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の（2）の規定による概算払請求、第7の規定による実績報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス

(以下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示又は命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができるものとする。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表 補助対象経費の内容及び補助率

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>日本固有 品種等の避 難</p>	<p>1 銘柄種豚群を避難させる等のために要する経費</p> <p>2 事業実施主体が、生産者集団等の行う事業の円滑な推進を図るために実施する現地指導等に要する経費</p>	<p>定額 ただし、移動が陸路のみの場合は1頭当たり22,000円、海上輸送が必要な場合は1頭当たり26,000円を上限とする。</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の4の第6の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 銘柄種豚群の避難等				
2 事業の推進				
合 計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）の一覧

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）実施計画

1 生産者集団の概要

生産者名	住 所	飼 養 頭 数			前年度出荷 頭数（実績）
		主な経営 形態	子取り用 雌豚頭数	種雄豚	
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
計 人		合計	頭	頭	頭

- (注) 1 生産者集団の概要は、事業実施主体が生産者集団である場合及び事業実施主体が生産者集団へ補助する場合に記入すること。また「生産者名」欄には、所属する生産者集団名を併記すること。
- 2 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載すること。
- 3 子取り用雌豚は、生後6か月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

2 銘柄種豚群の避難等

取組主体	実施時期	豚の種類	避難元	避難先	経路（陸路、海路）	避難頭数	補助単価	事業費（円）	負担区分（円）		備考
									機構補助金	その他	
合計	者										

注1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、詳細かつ具体的に記述すること。また、以下の書類を添付すること。

- (1) 都道府県知事が都道府県内の養豚振興に必要なものとして承認した避難計画（都道府県知事が承認したことを証する書類（写し）を含む。）
 - (2) 避難させようとする種類の豚を活用して銘柄豚生産を行っている経営体数が都道府県内に3経営体以上あって、当該銘柄豚が商標登録されているものであることを証する書類
- 2 取組主体、豚の種類、避難元、避難先、経路ごとに記載すること。
 - 3 豚の種類については、避難等をする豚の品種（又は系統名等）及び当該種類の豚を活用して生産される銘柄豚の名称

を明らかにすること。

- 4 避難元及び避難先については、場所が特定できるよう、都道府県名から番地までを記載すること。
- 5 経路については、陸路又は海路の別を明らかにすること。
- 6 実績報告書の提出時には、この事業により移動させた豚の頭数を証する書類を添付すること。

3 事業の推進

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基 礎)
			機構 補助金	その他	
	合計				

別紙様式第2号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の4の第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）実施計画（変更）」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種等の避難）について、下記により金 円を概算払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の4の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円、%)

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日迄予 定出来 高(④ +⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。

- 2 交付決定額を限度として概算払ができるものとし、「事業費出来高」及び「令和 年 月 日までの予定出来高」欄を記入の上、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

金融機関名等	銀行	支店
預金種類	普通預金・当座預金	
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		

別紙様式第4号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減
対策事業のうち日本固有品種等の避難）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚
経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種
等の避難）について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実
施要綱別添3の4の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告しま
す。

なお、併せて精算額金 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対
策事業のうち日本固有品種等の避難）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1 1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書
で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度養豚経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減
対策事業のうち日本固有品種等の避難）に係る仕入れに係る消費税等
相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった養豚
経営安定対策補完事業（アフリカ豚熱等リスク低減対策事業のうち日本固有品種
等の避難）補助金について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添3の4の第
8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還
します。((注)返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額
の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 補助金返戻相当額（3－2）

金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料